

大阪市此花区役所と特定非営利活動法人大阪海さくらとの
環境活動の推進等にかかる連携協力に関する協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大阪海さくら（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして相互に連携・協力し、此花区において清掃活動や環境美化の取り組みなどの多様な環境活動を推進することにより、もって此花区の魅力向上や地域活性化、地域社会の発展及び持続可能で誇りある地域づくりに寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1） 区内の美化活動を通じた環境保全活動の推進に関する事
- （2） 環境活動を通じた此花区の魅力発信や区政のPRに関する事
- （3） 区内のこどもたちへの環境体験型学習の実施に関する事
- （4） 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに係る環境学習
- （5） その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定は協定日から令和9年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等により知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了した後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等において個人情報を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(協定の解除)

第8条 この協定の実施等において、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他此花区長が、この協定の継続が困難であると判断し、乙へ事前通知を行ったうえで、乙に改善が見られない場合

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年3月26日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区長

(自署)

乙 大阪市此花区西島6丁目4番19号
特定非営利活動法人大阪海さくら
代表理事

(自署)